

7/14 朝日

# 注目!

## 安保国会

中央公聴会  
13日@衆院特別委



### 岡本行夫・元首相補佐官

(与党推薦)

日本は、1980年ごろから変容した国際情勢に対応できなくなつた。日本と日本人を守るために集団的自衛権の存在を認めなかつたからだ。世界が助け合つてゐる時に「われ聞せず」という態度をとり続けることは、日本人の命と財産を守る負担を他の国に押しつけることを意味する。我々は今、「それで良し」としてきつたこの國のあり方を転換できるかどうかの歴史的な分岐点にいる。



### 小沢隆一・東京慈恵医大教授

(野党推薦)

自衛隊法と武力攻撃事態法の改正案は、存立危機事態における武力行使を規定しているが、「我が国と密接な関係にある他国」は米国に限定されず、何を基準にして「他に適当な手段がなく」と判断し、事態に対処するのかあいまいだ。今までの自衛権発動の3要件がまがりなりにも有していた明確性、限定性が失われたと判断せざるを得ず、歯止めのない集団的自衛権行使につながりかねない。



### 木村草太・首都大学東京准教授

(野党推薦)

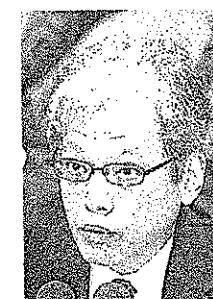
存立危機事態条項（武力行使の新3要件）が、仮に日本への武力攻撃に着手する前の武力行使を根拠付けるものだとすれば明白に違憲だ。さらに政府が「我が国の存立」という明確な定義を示さないために不明確なものになっていて、そもそも違憲の評価を受けるだろう。あいまいなままでは国民は法案の適否を判断しようがない。これでは政府に白紙で一任するようなもので、法の支配の危機だ。



### 村田晃嗣・同志社大学長

(与党推薦)

中国が経済的に急速に力をつけ、軍事力や外交的な力に転化しようとしている。こうした中で、日米同盟の強化は理にかなつたことだ。今回の法案は、確かに概念として理解しにくい部分を含んでいるのは否めない。ただ、幸いにして起こっていない事態についての想定だ。仮想事態について、100%明確に定義しなければ法律として成り立たないということは難しいのではないか。



### 山口二郎・法政大教授

(野党推薦)

戦後、日本が他国の戦争に巻き込まれずに済んだのは、日米同盟のおかげではなく、日米安保条約のもと憲法9条により集団的自衛権行使を禁止していたからだ。政府・与党は集団的自衛権によって、日米同盟がいっそう緊密化し、抑止力が高まる期待している。しかし、中国との対話や相互理解はそっちのけで、武力行使する可能性を拡大すればより安全になると主張するのは政治的に稚拙だ。